

令和5年度 集団指導

障がい者虐待について

大阪府

未然防止・早期発見、通報義務

●虐待に対する意識改革

- ・いつでも、どこでも虐待は起こりうる
- ・職員の自覚がなくても、利用者が言わなくても・・・
- ・気づかない感性、見て見ぬふりこそが問題
- ・事業所内部で、虐待か否かを勝手に判断しない

障がい者とは

- 障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」
- 障がい者手帳を取得していない場合も含まれる。ここでいう障がい者には、18歳未満のものも含まれる。

障がい者虐待に該当する場合

養護者

- ・障がい者を現に養護する者であって、障がい者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの。障がい者の家族、親族、同居人等が該当。
※18歳未満の障がい児に対する虐待は、児童虐待防止法が適用。

障がい者福祉施設従事者等

- ・障害者総合支援法等に規定する障がい者福祉施設又は障がい福祉サービス事業、児童福祉法に規定する障がい児通所支援事業等に係る業務に従事する者
※地域生活支援事業の日中一時支援事業は含まない

使用者

- ・障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他の事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

虐待の類型

区分	内容
身体的虐待	身体に外傷が生じるおそれのある暴力、正当な理由のない身体拘束
性的虐待	わいせつな行為をすること、させること
心理的虐待	著しい暴言や拒絶的な対応、不当な差別的言動など著しい心理的外傷を与える言動
放棄・放置	衰弱させるような減食、長時間の放置など養護を著しく怠ること
経済的虐待	不当な財産の処分、不当に障がい者から財産上の利益を得ること

身体拘束について

障がい福祉サービス等の運営基準

身体拘束の禁止（令和3年度報酬改定における見直し）

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。（令和4年度から義務化）
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。（令和4年度から義務化）
- ④ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。（令和4年度から義務化）

【上記の基準のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算する】

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定される

やむを得ず身体拘束を行う時の留意点

3要件＋4（プラスフォー）

3要件

- ①切迫性 ⇒ 利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 ⇒ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性 ⇒ 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

＋

手続きの4原則

- ①組織として検討・決定 ⇒ 個別支援会議などにおいて組織として検討し、決定する必要がある。
- ②個別支援計画に記載 ⇒ 身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由、拘束解消の方針を記載する。
- ③本人・家族への説明 ⇒ 利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要である。
- ④記録の作成 ⇒ 実際に行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

○問題行動に対処するために安易な身体拘束に陥っていないだろうか

- 利用者の障がい特性から身体拘束は絶対必要という思い込み
- 身体拘束がなければ利用者の突発的な行為に対応できない、利用者の安全は確保できない、という思い込み
- 問題の解決策は身体拘束しかないという考え
- この身体拘束は本当に必要なのか？という視点
- 身体拘束をする手続きを踏んでいるから許される、という思い込み

問題行動に対処するために、身体的虐待に該当するような行動制限を繰り返していると、本人の自尊心は傷つき、押さえつける職員や押さえつけられた場面に恐怖や不安を強く感じるようになる。⇒さらに問題行動につながり、さらに強い行動制限で対処しなくてはならなくなる

⇒悪循環

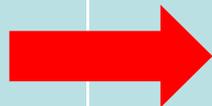
常に、本当に身体拘束が必要か、考え続けなければ安易な身体拘束、身体拘束の常態化につながる。慎重な判断が求められる。

正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待です。「身体拘束をしない」支援の検討が、支援の質の向上に繋がります！

身体拘束等の適正化

(身体拘束等の禁止)

見直し前



見直し後

① 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録すること。(訪問系サービス以外義務化)

① 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録すること。(R3年度～全サービス義務化)

② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。(義務化/新規)

③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。(義務化/新規)

④ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。(義務化/新規)

身体拘束等の適正化(運営基準・減算の施行スケジュール)

身体拘束等の適正化を図るための運営基準及び減算の規定は、令和5年度から完全施行

運営基準	サービス類型	～R2年度	R3年度～	R4年度～	R5年度～				
①身体拘束等の記録	・入所、居住系 ・通所系	規定なし	義務	義務	義務				
	・訪問系		義務						
②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	・入所、居住系 ・通所系		努力義務			努力義務	義務	義務	
	・訪問系								
③身体拘束等の適正化のための指針を整備	・入所、居住系 ・通所系	規定なし		努力義務	義務				義務
	・訪問系								
④身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施	・入所、居住系 ・通所系		規定なし			努力義務	義務	義務	
	・訪問系								

要注意！

(※) : 運営基準を満たしていない場合に減算(5単位/日)

令和5年度から①から④のどれか1つでも満たしていない場合、減算適用

身体拘束適正化検討委員会について

○身体拘束適正化検討委員会のメンバー

事業所に従事する幅広い職種により構成

- ・構成員の責務及び役割を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要
- ・第三者や専門家を活用することが望ましく、自立支援協議会を構成する他事業所や医学的知見者等の活用
- ・虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能

○身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応

- ①身体拘束等について報告するための様式を設備すること
- ②従業者は身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体拘束等について報告すること。
- ③②により報告された例を集計し、分析すること
- ④事例の分析は、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生要因、結果をとりまとめ、当該事例の適正化策を検討すること。
- ⑤報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること
- ⑥適正化策を講じた後、その効果について検証すること

○事業所が整備する指針

- ①事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- ②身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体拘束発生時の対応に関する方針
- ⑥利用者や障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

障害者虐待防止の更なる推進

(虐待等の禁止)

見直し前



見直し後

① 職員への研修実施(努力義務)

② 虐待の防止等のための責任者の設置(努力義務)

①職員への研修実施(義務化)

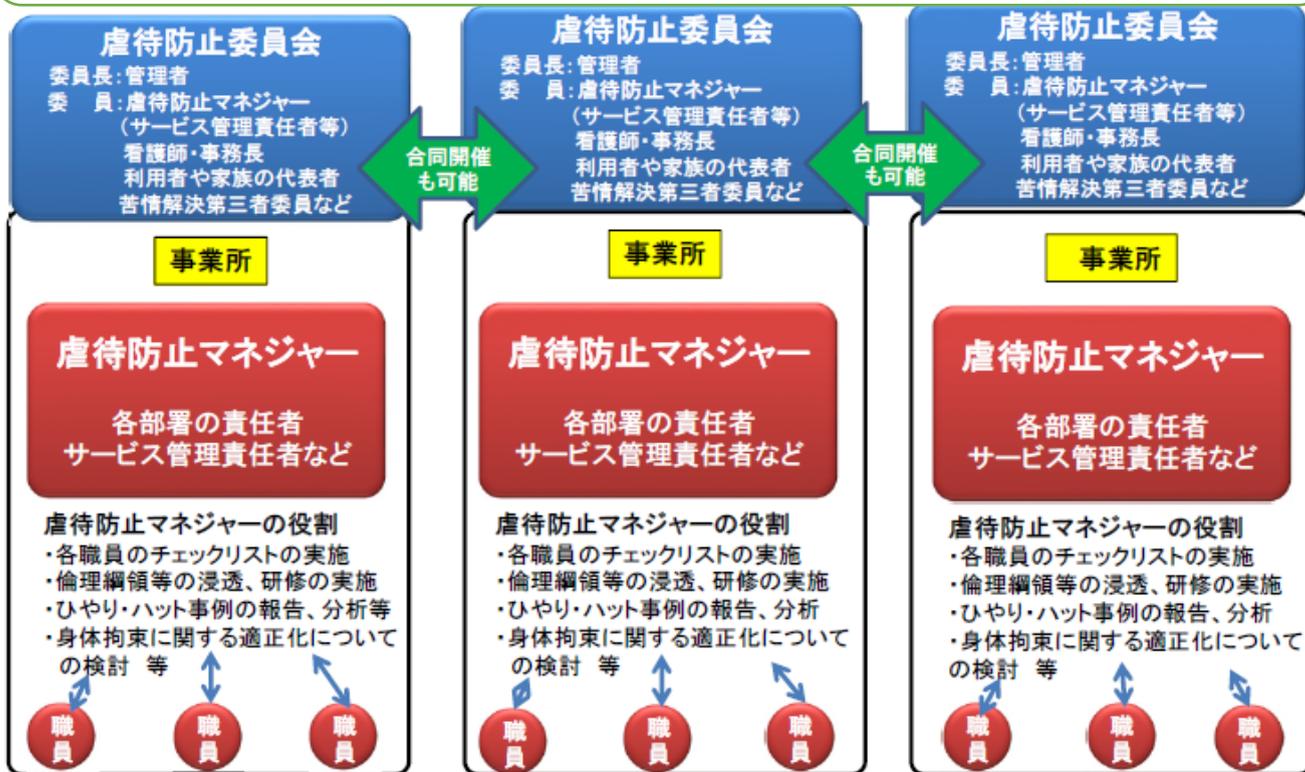
②虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、委員会での検討結果を職員周知を徹底(義務化/新規)

③虐待の防止等のための責任者の設置(義務化)

虐待防止委員会の例

～虐待防止委員会の役割～

研修計画の策定、職員のストレスマネジメント、苦情解決、チェックリストの集計、分析と防止の取組検討、事故対応の総括、他施設との連携、身体拘束に関する適正化についての検討等



身体拘束等の禁止・虐待の禁止における 実地指導時の主な指導事項

- 虐待防止委員会・身体拘束適正化検討委員会を開催していない
- 虐待防止・身体拘束等の適正化の各研修(年1回以上の研修・当該年度の新規採用時の研修)を実施をしていない
- 虐待防止・身体拘束等の適正化の各研修(年1回以上の研修・新規採用時の研修)は実施してるものの、記録がない
- 身体拘束適正化検討化を図る指針が策定されていない
- 虐待防止委員会での検討結果を職員周知していない
- 虐待防止委員会は開催しているが、①虐待防止のための計画づくり
②虐待防止のチェックとモニタリング③虐待発生後の検証と再発防止策の検討の役割を果たしていない

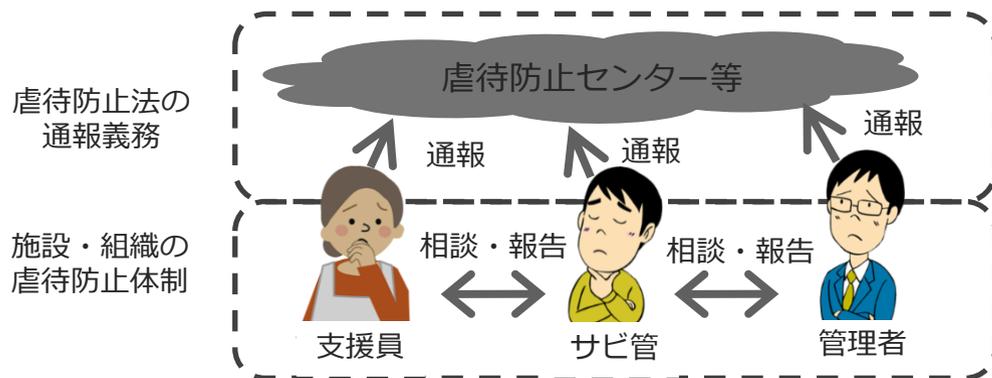
障害者虐待防止法の要点：通報義務

通報義務が前提にある法律

原理：何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない（第三条）

通報義務：障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかに、これを市町村（又は都道府県）に通報しなければならない」（第十六条）
→通報段階で虐待であるかどうかを確定する必要はない

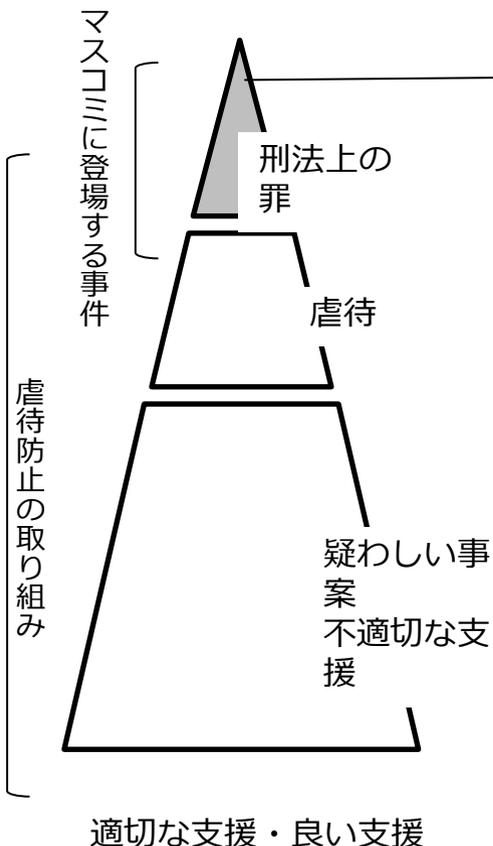
早期発見：福祉に業務上関係のある団体並びに福祉に職務上関係のある者等は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない（第六条）



法遵守ならびに施設・組織の虐待防止体制が十分なら速やかに管理者から通報！

虐待防止法は「刑法上の罪」を問うわけではない

障害者虐待防止法には、虐待を行った者への罰則が記されていません。どうしてでしょう？

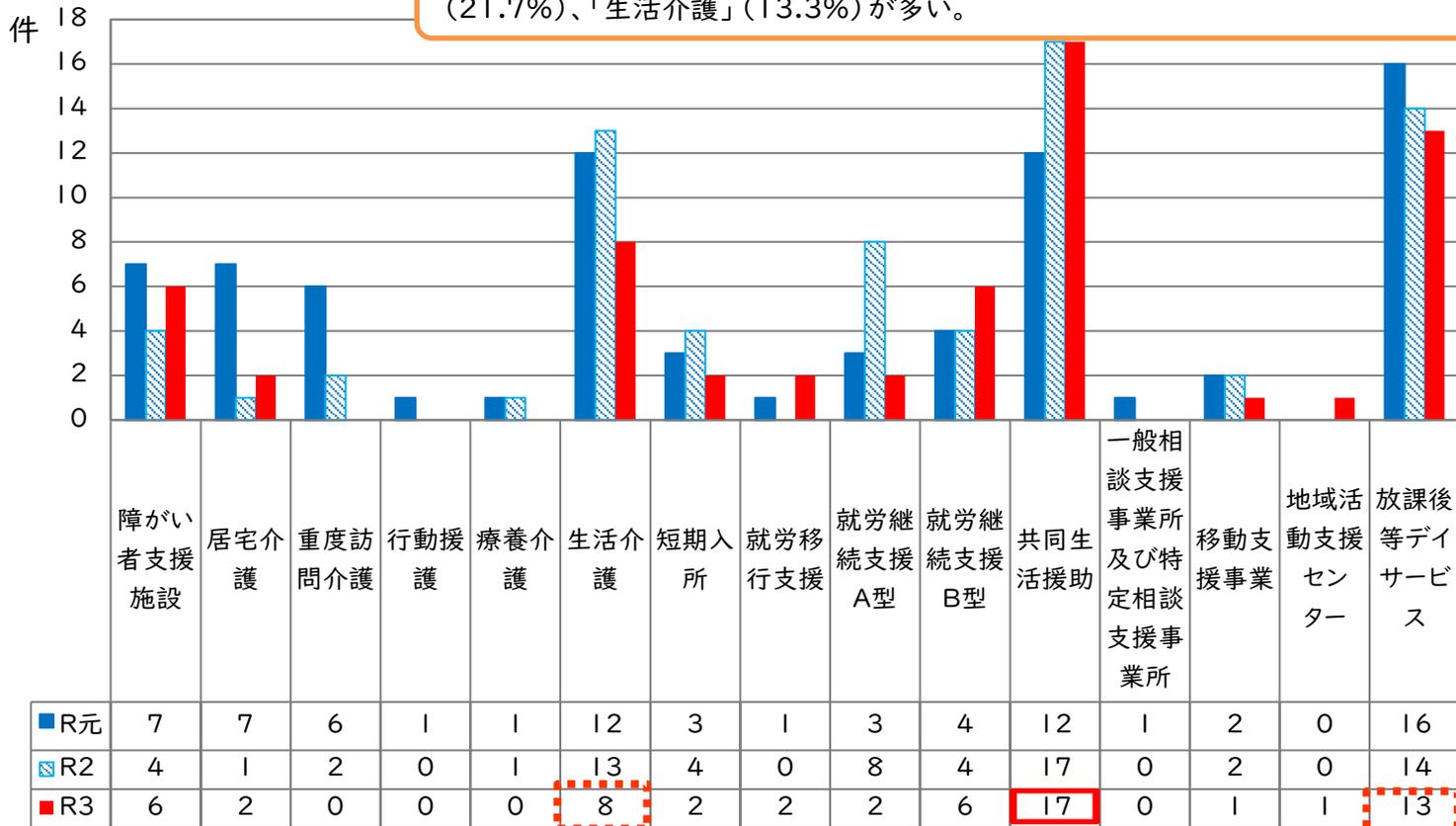


- | | |
|--------|--|
| ①身体的虐待 | 第199条殺人罪
第204条傷害罪
第208条暴行罪
第220条逮捕監禁罪 |
| ②性的虐待 | 第176条強制わいせつ罪
第177条強制性交等罪 |
| ③心理的虐待 | 第222条脅迫罪
第223条強要罪
第230条名誉毀損罪
第231条侮辱罪 |
| ④放棄・放置 | 第218条保護責任者遺棄罪 |
| ⑤経済的虐待 | 第235条窃盗罪
第246条詐欺罪
第249条恐喝罪
第252条横領罪 |

そもそも虐待防止法は、重大な事件になる前の小さな芽の段階で事態を発見し、適切な対策を講じ、障がい者の尊厳を守り、充実した生活が送れるようにすることが目的。

大阪府内の虐待が認められた 障がい福祉サービス事業所種別

・府では、「共同生活援助」が最も多く(28.3%)、次いで「放課後等デイサービス」(21.7%)、「生活介護」(13.3%)が多い。



※対象の3か年において、1件以上該当あった事業所種別のみ記載。

具体的な虐待防止の取組み(1)

●研修

- ・支援スキルを高めるための研修等

●行動指針、虐待防止マニュアル、掲示物など

- ・日頃の支援を振り返りながら、全職員が関わって作成

●虐待防止チェックリストの活用

- ・未然防止、早期発見にも有効、職員間の認識のズレを確認

●事故・ヒヤリハット報告、苦情・相談記録の活用

- ・小さな「不適切な支援」も見過ごさない習慣づけ
- ・「虐待の芽」が隠れている可能性大

具体的な虐待防止の取組み(2)

●風通しの良い職場づくり

- ・上司や先輩、同僚に相談しやすい雰囲気はあるか
- ・担当に任せきりにせず、支援上の課題等をみんなで共有
- ・職員の心のコンディションに注意を払っているか

●外部の目の活用

- ・ボランティアや実習生の導入、地域との交流、第三者評価

●成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用 等

- ・判断能力が十分でない人の支援

参考

○厚生労働省HP(通知・関連資料等)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

○厚生労働省HP(令和3年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果))

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000189859_00016.html

○厚生労働省HP(令和3年度「使用者による障害者虐待の状況等」の取りまとめ結果)

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172598_00007.html

○厚生労働省HP(令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html

○大阪府HP(障がい者虐待防止のための取り組み)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaibousihou1.html>

○大阪府HP(虐待防止及び身体拘束等の適正化について)

https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/gyakutaiboushi_ji.html

～ご清聴ありがとうございました～